ロ　法第十条第一項に規定する収入の著しい減少があった期間の初日及び末日の年月日
ハ　法第十条第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする課税期間（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第十九条第一項に規定する課税期間（同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）をいう。以下この号及び次号において同じ。）の初日の年月日
ニ　法第十条第一項又は第三項の規定の適用を受けようとする課税期間の基準期間における課税売上高（消費税法第九条第一項に規定する基準期間における課税売上高をいう。次号ニにおいて同じ。）
ホ　その他参考となるべき事項
二　法第十条第四項から第六項までの承認　次に掲げる事項
イ　申請者の氏名又は名称、納税地及び法人番号（法人番号を有しない者にあっては、氏名又は名称及び納税地）
ロ　法第十条第一項に規定する収入の著しい減少があった期間の初日及び末日の年月日
ハ　法第十条第四項から第六項までの規定の適用を受けようとする各課税期間のうち最初の課税期間の初日の年月日
ニ　法第十条第四項から第六項までの規定の適用を受けようとする各課税期間のうち最初の課税期間の基準期間における課税売上高
ホ　その他参考となるべき事項
２　法第十条第七項に規定する財務省令で定める書類は、前項第一号ロ又は第二号ロに規定する期間に同条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があったことを確認できる書類とする。
（印紙税の非課税の対象となる消費貸借契約書の要件）
第六条　令第八条第一項第二号に規定する財務省令で定める要件は、保証料に相当する金額の全部又は一部について国が補助その他の助成を行う同号に規定する保証に係る金銭の貸付けであることとする。
２　令第八条第二項第一号イに規定する財務省令で定める条件は、貸付金の貸付限度額、償還期間、返済の方法、使途、担保（保証人の保証を含む。）の提供、借換えの可否又は保証料の料率とする。
３　令第八条第二項第二号ニに規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。
一　国が補助その他の助成を行うことによりその貸付けの日から当初五年間は特定事業者（令第八条第一項第二号に規定する特定事業者をいう。次項において同じ。）以外の者に対する金銭の貸付けに比し実質的に利子が軽減される金銭の貸付けであること。
二　貸付金に係る担保（保証人の保証（経営者及びその事業に従事する者の保証を除く。）を含み、当該貸付金の対象物件を除く。）の提供を要しない金銭の貸付けであること。
４　令第八条第二項第六号イ及びロに規定する財務省令で定める要件は、国が補助その他の助成を行うことによりその貸付けの日から当初五年間は特定事業者以外の者に対する金銭の貸付けに比し実質的に利子が軽減される金銭の貸付けであることとする。
５　令第八条第五項第二号に規定する財務省令で定める要件は、担保（保証人の保証（経営者及びその事業に従事する者の保証を除く。）を含み、同号に規定する保証に係る貸付金の対象物件を除く。）の提供を要しない債務の保証であることとする。
附　則
この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第九十五号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）の施行に伴い、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令を次のように定める。

令和二年四月三十日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための健康保険法施行規則等の臨時特例に関する省令

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十九条（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる場合を含む。）及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第二条第八項の規定によりその例によるものとされる新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下「特例法」という。）第三条第一項の規定によりみなして適用する国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第四十六条第一項の規定の例による納付の猶予に係る次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百五十八条の二第八号	猶予	猶予（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下「特例法」という。）第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合を除く。）
健康保険法施行規則第百五十八条の二第九号及び第百五十九条第一項第九号の三	取消し	取消し（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされた場合を除く。）
健康保険法施行規則第百五十九条第一項第九号の二	猶予	猶予（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合を除く。）
船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第百九十条第八号	猶予	猶予（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下「特例法」という。）第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合を除く。）
船員保険法施行規則第百九十条第九号及び第二百十七条第一項第三号の三	取消し	取消し（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされた場合を除く。）
船員保険法施行規則第二百十七条第一項第三号の二	猶予	猶予（特例法第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合を除く。）
厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第九十二条第八号	猶予	猶予（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下「特例法」という。）第三条第一項の規定により国税通則法第四十六条第一項の納付の猶予とみなされる場合を除く。）